

副食費補助の請求方法

幼児教育・保育の無償化に伴い、**次の条件を満たす方に限り**、副食費（おかず・おやつ代）の一部に対し補助があります。該当の方は、次の要領により請求をお願いします。

◆ 対象となる方は・・・

- ① 保護者の市民税所得割額合算額が 77,100 円^{※1}以下の世帯^{※2、3}
 - ※¹ 寄付金控除など、一部の控除は除きます。
 - ※² 年収およそ 360 万円以下の世帯が対象です。
 - ※³ 4～8 月分については前年度、9～3 月分については当年度の課税状況により補助対象かどうかを見分けます。
 - ② 小学校 3 年生までの兄又は姉が 2 人以上いる世帯
- ①か②の**いずれかに当てはまる場合**が、対象です。

◆ 必要書類^{※4}・・・

- ① 補足給付費交付申請書兼請求書
（市内の幼稚園／こどもセンター／市HPで配布）
 - ② 領収書（園から交付を受けてください。）
 - ③ 振込口座のわかるもの（通帳のコピーなど）・・・初回申請時のみ
- ①～③を、えびなこどもセンターに**郵送**で提出してください。

※⁴ 審査の過程で、保護者の住民税額を確認させていただきます。確認が取れない場合、別途課税証明書等の書類をお願いしますので、ご了承ください。

◆ 締め切りは・・・

毎月 10 日まで（必着）に提出され、不備がないときは、その月の月末までに申請書に記載の口座に振り込みます。請求は、毎月でも**1 年分をまとめてでも大丈夫**です。10 日を過ぎると、翌月末払いとなります。

なお、**前年度の書類は、5 月 10 日まで（必着）**にご提出をお願いします。

◆ 補助金額は・・・

副食費（おかず・おやつ代）	主食費（ご飯・パン代など）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月あたり 4, 900 円 （令和 5 年度は 4,700 円、 令和 6 年度は 4,800 円） ・ 実際に幼稚園に支払った額 のいずれか低い額です 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助の対象外です。 

書類提出・問い合わせ先

〒243-0422 海老名市中新田 377 番地
（えびなこどもセンター内）
海老名市保健福祉部保育・幼稚園課
電話：046-235-4824